

都市計画公園大泉緑地事業認可区域拡大に伴う事業概要説明会での主な質疑

○令和7年7月7日(日) 13時30分～14時20分

場 所：堺市立北八下小学校体育館

説明者：大阪府鳳土木事務所 都市みどり課

建設課用地グループ

大阪府都市整備部 公園課

参加者：20名

○開会のあいさつ(鳳土木事務所都市みどり課長)

○事業概要説明(鳳土木事務所都市みどり課/建設課用地グループ)

○質疑の概要

事業認可に関すること

Q：事業認可区域が決定した経緯を詳しく教えてほしい。

A：資料12頁の濃い緑着色部である現在の工事区域について一定の整備完了の目途が立ったため、区域の拡大に向けた検討を行いました。

最も事業効果を発揮できる区域の範囲として、現在整備中の区域と松原市域の開設区域をつなぐことが一番合理的であり、赤着色部を今回の拡大する区域とすることで、災害時に一時避難場所に避難する方々がスムーズかつ短い距離で避難できると判断したことから、2月6日に事業認可に至ったものです。

用地取得に関すること

Q：資料23頁の用地取得の主な流れのフロー、⑥「補償説明と契約」から、⑧「建物等の移転・撤去」に至るまでで、どれくらいの期間を考えているのか。建物撤去の規模にもよるのではないのか。

A：補償説明に至るまでは、令和6年度、7年度、8年度にかけて現地の測量、用地境界、物件補償算定を想定しており、補償説明は早くても令和9年度です。建物等の移転・撤去は、補償説明から早くても1年、長くても3年程度かかる想定です。

しかし、皆様のご事情、法人の事業のご都合も当然あると認識しており、可能な限り皆様のスケジュールに寄り添った形で協議していきたいと考えています。

Q：このフロー⑥から⑧は、資料13頁の、補償説明の期間に含まれる認識でよいか。

A：そのとおりです。

Q：資料 13 頁の用地管理工事は契約が終わったところから随時始める認識でよいか。

A：そのとおりです。

Q：令和 9 年度から補償説明とあるが、補償算定がわからないと移転しようがないという声をお聞きする。できるだけ早く補償説明を行ってほしい。

ぜひ地元の方に寄り添い、丁寧な説明と納得できる協議をお願いしたい。

A：資料 13 頁のスケジュールは、（同頁）一番下にも記載しておりますとおり、標準的なスケジュールです。皆様からのお声に対し、できるだけ寄り添った形で協議していきたいと考えています。

その他（現在整備中の区間に関すること）

Q：花見のシーズンには車が混み合い、一日中路上駐車で（近隣の）事業に支障が出るくらいの渋滞となっている。現在整備中の区域に臨時の駐車場を設けることは可能か。

A：資料 11 頁の図では、臨時の駐車場を計画しています。後日ホームページに資料を掲載しますので、カラーで確認頂けます。ただし、現場条件等により整備後に本図面と全く同じになるとは限りません。